

令和4年4月1日より中小企業も義務化
職場のパワーハラスメント防止対策



オンラインセミナー

ハラスメント防止セミナー

令和2年6月より改正労働施策総合推進法が施行され、職場におけるハラスメント防止対策が強化されています。大企業においては、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となっていますが、現在、中小企業は猶予期間となっており、本年4月1日から義務化されます。

本セミナーでは、職場におけるハラスメント対策に向けて、ハラスメントの原因・発生の背景から、発生時の対応、セクハラ・パワハラ防止のためのポイントまでご説明いたします。

セミナー内容

1. ハラスメントの原因や発生の背景
2. ハラスメントの判断基準や種類
3. ハラスメントの影響や損害
4. ハラスメントを受けた社員への対応方法
5. 部下から上司へのパワハラもある
6. ハラスメントに対する企業の問題意識
7. ハラスメントと業務指導の違い
8. セクハラ・パワハラが発生したときの対応
9. セクハラ・パワハラのセルフチェック
10. セクハラ・パワハラ防止のためのポイント

開催日時

令和4年3月2日（水）
14時～15時30分

開催形式

Zoomによるオンライン開催

講師

はなとうはじめ

花當 肇 氏

（株式会社日本労務センター北陸支部 代表取締役/
社会保険労務士）



<講師より>

2013年から北陸三県の社長の右腕となって、労務問題の解決・予防に日々精進しております。日本労務センターグループは、社長の皆様から「助かった」と言ってもらえることを成果としております。よろしく願いいたします。

受講無料

お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 工業支援課
（〒930-0083富山市総曲輪2-1-3富山商工会議所ビル6階）
TEL：076-424-3686

参加申込書

下記よりFAXいただくか、本会ホームページのフォームからお申込みください。

FAX 076-422-0835

Web <https://www.chuokai-toyama.or.jp/>

貴社名・貴団体名			
電話番号		FAX番号	
参加者氏名	役職	Eメール	

※いただいた個人情報は、本セミナーに関わる連絡及び開催者からの施策の紹介等のご案内に使用させていただきます。
※後日ミーティングID等を送信いたしますのでメールアドレスを必ずご記入ください。